

9.10 海域生物に係る環境影響評価の結果の概要（その2）

	計画検討に当たり講じた環境保全配慮・環境保全措置	予測結果	評価結果	環境保全措置	事後調査及び環境監視
土地又は工作物の存在及び供用時	<p>環境保全配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・供用時においては、空港施設の水使用量を極力低減することとし、中水利用及び雨水貯留を行う。</li> </ul> <p>環境保全措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水質への環境影響を低減するため、汚水は浄化槽で処理し、COD濃度は15mg/L以下の濃度で排出する。</li> </ul>	<p>◎主な海域生物に係る生物相の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○植物・動物プランクトン、魚卵・稚仔、底生生物、潮間帯生物             <ul style="list-style-type: none"> <li>飛行場の施設の供用に伴い海域へ負荷されるCODの影響は、轟川河口に限られ、その程度も極めて少ないことから、植物・動物プランクトンや魚卵・稚仔、底生生物及び潮間帯生物の出現状況の変化はないものと予測される。</li> </ul> </li> <li>○魚類             <ul style="list-style-type: none"> <li>魚類については、飛行場の施設の供用に伴い海域へ負荷されるCODの影響が轟川河口に限られ、また、その程度は極めて小さいことから、魚類行動や出現状況に変化はないものと予測される。</li> </ul> </li> <li>○サンゴ類             <ul style="list-style-type: none"> <li>飛行場の施設の供用に伴い海域へ負荷されるCODの影響は轟川河口に限られ、その程度も極めて小さいことから、褐虫藻の様相並びにサンゴ類の活性に変化を及ぼすことはないものと予測される。</li> </ul> </li> <li>○海藻草類             <ul style="list-style-type: none"> <li>海藻草類のうち、藻場を構成している重要種の海藻類7種（ウミヒルモ、リュウキュウスガモ、ベニアマモ、リュウキュウアマモ、ウミジグサ、マツバウミジグサ、シオニラ（ボウバアマモ））は、飛行場の施設の供用におけるCODの拡散範囲の中に分布し、栄養塩濃度が変化した場合、その生長に影響が及ぶことが考えられる。しかし、海域に負荷される窒素量は、本海域における海藻類が十分吸収する範囲内の濃度であり、海藻草類の出現傾向および分布の変動範囲に変化はないものと予測される。</li> </ul> </li> <li>○ウミガメ類             <ul style="list-style-type: none"> <li>ウミガメの上陸・産卵行動に対して、飛行場の施設の供用により、海岸域への照明の漏れが考えられる。しかし、飛行場施設の照明は、事業実施区域内の照明を目的としており、直接海浜を照らすものではない。駐車場の照明については、駐車場で最大30lx程度で計画されており、海浜まで約300m離れ、照度が減衰すること、間には防潮林もあることから、海岸域（海浜）を駐車場照明が直接照らすことはないものと予測される。また、エプロン照明、ターミナルビルの照明も事業実施区域内における照明であり、駐車場同様、海浜から離れており、間には防潮林もあることから、直接照らすことはないものと予測される。海浜部に最も近い空港北側の進入灯は、上空に向けて照射しており、海域へは防潮林により遮られることから、海浜を直接照らすことはないものと予測される。以上のことから、飛行場施設の照明が海岸域を直接照らすことはなく、ウミガメ類の上陸・産卵の傾向に変化はないものと予測される。</li> </ul> </li> <li>○大型魚食性魚類および海棲哺乳類             <ul style="list-style-type: none"> <li>大型魚食性魚類はサメ類、大型アジ類、ダツ類等の遊泳性のもからハタ科のような磯魚まで生態は多様である。海域へ負荷されるCODの影響は、轟川河口に限られ、その程度も極めて小さいこと、餌料である小型魚類の生息状況に変化がないと予測されることから、大型魚食性魚類の生息および遊泳経路が変化することはないものと予測される。</li> <li>なお、海棲哺乳類の生息は認められなかった。</li> </ul> </li> <li>◎重要な種の分布、生息、生育の状況及び生息・生育環境の状況             <ul style="list-style-type: none"> <li>海藻草類の項でも記述したように、飛行場の施設の供用時におけるCODの拡散範囲の中に分布する重要な種は、藻場構成種である海藻草類の7種（ウミヒルモ、リュウキュウスガモ、ベニアマモ、リュウキュウアマモ、ウミジグサ、マツバウミジグサ、シオニラ（ボウバアマモ））であり、そのほかの重要な種については影響範囲外であることから、分布状況及び変動傾向に変化はないものと予測される。</li> <li>一方、ウミヒルモ、リュウキュウスガモ、ベニアマモ、リュウキュウアマモ、ウミジグサ、マツバウミジグサ、ボウバアマモの藻場構成種についても、予測される栄養塩濃度の変化はこれらが十分同化する濃度であることから、これら重要な種の存在はもとより海藻草場の分布状況及び変動傾向に変化はないものと予測される。</li> </ul> </li> </ul>	<p>◎環境影響の回避・低減の検討</p> <p>事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮及び環境保全措置を予測の前提として検討した結果、海域生物の生息環境及び海域生物の分布状況、変動傾向に変化はなく、環境影響の程度は極めて小さいと判断されることから、環境影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされていると評価した。</p> <p>◎国又は地方公共団体による環境保全の基準又は目標との整合性に係る評価</p> <p>沖縄県が平成15年4月に策定した沖縄県環境基本計画によると、「事業別環境配慮指針」として「飛行場の設置又は変更の事業」において「自然性の高い地域にあつては、工事計画、飛行計画の工夫等により、騒音や光等による野生生物への影響の低減に努める」と示されており、これを環境保全の基準又は目標とする。</p> <p>事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮及び環境保全措置を予測の前提として検討した結果、海域生物の生息環境、分布状況や変動傾向に変化はないものと考えられることから、環境保全の基準又は目標との整合は図られているものと評価した。</p>	<p>水質汚濁対策のさらなる取り組みとして、水質への環境影響を低減するため、汚水は浄化槽で処理し、COD濃度は15mg/L以下の濃度で排出することを予測の前提として検討した結果、環境影響の程度は極めて小さいと判断されることから、環境保全措置として有効であると判断した。</p>	<p>環境保全措置として有効であると判断されることから事後調査の必要はないと判断した。</p> <p>以下の環境監視を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○調査項目             <ul style="list-style-type: none"> <li>・海域生物の生息状況とその種組成</li> <li>・海域生物の生息環境であるSS、COD、栄養塩類、赤土等の堆積量(SPSS)等</li> </ul> </li> <li>○調査地点・範囲             <ul style="list-style-type: none"> <li>・轟川河口付近を中心とした海域。</li> <li>・対照点としてツールグチ付近や白保にも調査地点を設置。</li> </ul> </li> <li>○調査時期等             <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の実施及び飛行場の施設の供用後3～5年程度。</li> <li>・調査時期は海域生物の生息状況とその種組成、または、生息環境への影響が的確に把握できる時期。</li> </ul> </li> <li>○調査方法             <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査と同じ方法による。</li> </ul> </li> </ul>